

広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十六号

広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例を廃止する条例

広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例（平成二十一年広島県条例第三十一号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年六月三十日から施行する。